

# 山形県・県民福祉大会会長表彰要綱

## 1. 趣 旨

この大会における表彰は、多年にわたり社会福祉事業に献身的な努力を続け、その業績が顕著であり、他の模範とする社会福祉事業従事者ならびに社会福祉に関する総合的諸活動が優秀な社会福祉協議会および協助者を表彰し、その功績をたたえ、社会福祉事業の進展に資する。

## 2. 表彰者および表彰の時期

この表彰は、山形県・県民福祉大会会長（山形県社会福祉協議会会長）が、山形県・県民福祉大会の席上において行うものとする。

## 3. 表彰の対象者は次の五種とする。

- (1) 民生委員・児童委員功労者
- (2) 一般社会福祉事業関係功労者
- (3) 社会福祉協議会優良活動
- (4) 社会福祉事業協助者または奉仕者
- (5) 地域福祉活動功労者

但し、すでに社会福祉関係で、藍綬褒章・黄綬褒章・厚生労働大臣表彰・全国社会福祉協議会会長表彰（全国社会福祉大会会長表彰）・県知事表彰・県民福祉大会会長表彰または、県社会福祉協議会会長表彰を受けたものは、この表彰の対象から除外するものとする。

## 4. 推薦基準

- (1) 民生委員・児童委員功労者

民生委員・児童委員の現職者で、その在職期間が15年以上（在職期間が中断されている場合は前後の在職期間を合算するものとする。）であり、すでに市町村長、市町村社会福祉協議会会長のいずれかから表彰された者であることを原則とする。

但し、特に功績拔群と認められる者については、在職期間を10年以上に短縮し、もしくは上記表彰歴の条件を緩和することができる。

- (2) 一般社会福祉事業関係功労者

社会福祉施設、社会福祉協議会および社会福祉事業団体等の役職員の現職にあつて、その在職期間が役員として10年以上、施設長として15年以上、職員（常勤的勤務条件にあるものを含む）として17年以上にわたり勤続し功績顕著である者。

- (3) 社会福祉協議会優良活動

他の範となる優良な社協活動。この場合の社協とは、市町村の区域を単位として組織されているものとする。

但し、市町村において地区社協を設置している場合は、これを単位とすることができる。

- (4) 社会福祉事業協助者または奉仕者

一般県民で、社会福祉施設、団体または民生委員、児童委員活動など社会福祉活動

の各般にわたり積極的に協力援助した個人、団体、学校（福祉ボランティア活動実践校）で、特に功績顕著で、すでに市町村長、市町村社会福祉協議会会長、社会福祉施設長、団体長のいずれかから表彰または感謝状を受けたものであることを原則とする。

なお、社会福祉に直接関係する者でも非常勤勤務者については対象に含むものとする。

#### (5) 地域福祉活動功労者

この表彰は、自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定区域に住所を有する者の地縁に基づいて結成された団体（以下「地縁による団体等」という。）の役員として地域福祉活動を率先して行っている者であって、その功績が特に顕著なものとして、以下に該当する者。

但し、主たる活動が他の大会会長表彰の対象とする分野である場合を除く。

◇地縁による団体の役員として、地域福祉活動の推進のために過去 15 年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活躍中のもの。

### 5. 候補者の推薦

各市町村社会福祉協議会会長および県社会福祉協議会会長は、この要綱に定める表彰に該当するものを候補者として推薦することができる。

(1) 被表彰者の推薦は、それぞれ所定の様式により別に定める期日までに、県社会福祉協議会事務局あてに提出するものとする。

(2) 推薦書の様式は次のとおりとする

◇ 民生委員・児童委員功労者	様式 1
◇ 一般社会福祉事業関係功労者	様式 2
◇ 社会福祉協議会優良活動	様式 3
◇ 社会福祉事業協助者または奉仕者（個人）	様式 4
◇ 社会福祉事業協助者または奉仕者（団体）	様式 5
◇ 地域福祉活動功労者	様式 6

(3) 4の「(1) 民生委員・児童委員功労者」および「(4) 社会福祉事業協助者または奉仕者」の項において、「市町村長・市町村社会福祉協議会会長から表彰を受けた者を原則とする」としているが、当該団体において、これら候補者に対する表彰制度がない場合は候補者として推薦できるものとする。

### 6. 審査

(1) 被表彰者の決定は、会長の委嘱する表彰者審査委員をもって構成する表彰審査会で功績審査を行い、会長が決定する。

(2) 審査基準

◎ 被表彰者の数は、各事項の定数はないが、総数で 200 名以内とする。

◎ 候補者の年齢については、県知事表彰との関連を考え、次の基準とする。

イ. 一般社会福祉事業関係功労者の表彰については満 45 歳以上。

ロ. 協助者および奉仕者については、年齢制限はしない。但し、7 年以上活動を継続しているものとする。

ハ. 地域福祉活動功労者の表彰については、満 50 歳以上。